

市民オンブズ岡崎

ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~onbokaza/>

NO.77

岡崎市伝馬通 2-33 千賀ビル 3F

「市民オンブズ岡崎」事務所

TEL&FAX(0564)25-9667

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2011.12.25

岡崎市議会議員政務調査費で

11月25日住民監査請求

議員は市長と同じですか。

市議は市長などと同等とみなして、2010年度に政務調査費を使った数十回の視察でグリーン料金を受領している。グリーン車を利用したかどうかもわからないのである。また宿泊費も1泊当たりの上限を市長と同額の大都市1万6500円、地方都市1万4900円としていた。

わたしたちは「議会の代表である正副議長が公務で出張するのであれば理解できるが、議員まで市長と同等とするのは特権意識の現れ」であり、市民団体から何度も是正するよう求められてきたのに、これを是正してこなかったのは不当であるとして住民監査請求した。

その他、北海道や五島列島、今年世界遺産に登録された平泉などの視察は名目で観光旅行ではないか。政務調査費になじまない。政党講演会のビラ作成費用は違法である。北九州市にある視察地へは往復10時間以上かかるのに日帰りで行ってきたと報告している議員がいるが、行っていないのではないかと疑念があると訴えました。

岡崎市職員措置請求書

2011年11月25日

岡崎市監査委員様

請求者

市民オンブズ岡崎

地方自治法第242条の規定に基づき、下記のとおり住民監査請求をします。
記

1. 請求すべき事柄

2010年度に執行した政務調査費について公文書開示して内容を調査したところ、岡崎市旅費条例の適用を誤って旅費を支出していたもの、視察と称して観光旅行をしている旅費、「岡崎市議会政務調査費の交付に関する条例」第5条（使途基準）に反し、広報費として政務調査とは関係のない政治活動に支出された不合理な支出などは不法・不当な公金支出であり、市長は市議会各会派にたいし不当利得した全額を返還させることを怠っている。よって市長が各会派に下記に示した返還すべき金額を請求し、市に返還することを求める。

会派	返還すべき金額
自民清風会	2,032,409円
ゆうあい21	1,250,910円
公明党	300,560円
木全昭子	4,360円
柵木誠	65,840円
計	3,654,079円

2. 請求する理由

岡崎市議会の各会派の収支報告書をまとめたものが下記集計表である。

2010年岡崎市議会政務調査費集計表

会派名	政務調査費 支給額	研究研修費	調査旅費	資料作成費	資料購入費	広報費	公聴費	交通通信費	その他	支出額計	残額
自民清風会	12,000,000	1,325,937	3,715,327	937,896	46,890	0	0	4,967,896	1,047,666	12,041,612	-41,612
ゆうあい21	6,000,000	652,910	1,520,480	587,850	189,280	0	0	2,701,817	0	5,652,337	347,663
公明党	2,400,000	1,022,620	300,400	85,291	24,600	0	0	960,000	0	2,392,911	7,089
日本一愛知の会岡崎	250,000	0	0	69,989	0	0	0	106,766	0	176,755	73,245
木全昭子	600,000	0	0	76,695	144,120	13,569	5,617	0	72,675	312,676	287,324
鈴木雅子	600,000	500	1,598	146,829	172,168	0	5,617	0	98,325	425,037	174,963
大原昌幸	600,000	0	0	10,004	0	0	0	220,000	0	230,004	369,996
中根薫	600,000	0	0	2,660	10,500	0	0	240,000	0	253,160	346,840
柵木誠	550,000	0	118,985	0	0	0	0	205,714	0	324,699	225,301
野村康治	150,000	0	0	26,514	0	0	0	53,115	0	79,629	70,371
鈴木雅登	150,000	0	0	7,350	0	0	0	49,335	0	56,685	93,315
山本雅宏	50,000	0	0	24,150	0	0	0	8339	0	32,489	17,511
團山康男	50,000	0	0	0	0	0	0	5,714	0	5,714	44,286

岡崎市職員等の旅費に関する条例第2条第1項に規定する市長等とは、執行機関の長又は職務代理者である副市長や、常勤の監査委員を指すのであるが、議会として準じたとしても、これに対応する職としては議会を代表する議長、副議長と史料される。ところが、岡崎市議会は議員すべてが市長と同等と勘違いし、おこがましくも「岡崎市議会政務調査費取扱要領」で準用規定を設けてしまった。規定には実費による支出も規定しており、各会派は意識すれば過ちを回避できた。にもかかわらず、誤りを正すことなく支出した各議員の旅費のうち、特別車両料金（グリーン料金）および宿泊料の差額（一泊甲地3,400円、乙地3,100円）の返還を求めること（政務調査の場合、議長、副議長であっても、議長や副議長としての肩書きで行動するのではなく、一人の議員として活動するので他の議員と同じ扱いが相当）、その他観光旅行としか思えない調査旅費、政党活動と思われる広報費の支出についても以下に詳しく項目を挙げるので、市長は各会派に返還するよう求める。

1) 自民清風会

(1) 研修研究費のうち

22年5月20日から21日 第12期自治政策講座 n 横浜の旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊費差額3,400円を鈴木雅登から

22年10月7日から8日 第72回全国都市問題会議(神戸市)の旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊費差額3,400円を永田寛、稲垣良美、新海正春、田口正夫、神谷寿広の5名から

22年10月20日から22日 第5回全国市議会議長会研究フォーラム n 大分および赤間駅周辺事業視察(福岡県宗像市)の旅費のうちグリーン料金15,660円および宿泊費差額3,100円×2=6,200円を小野政明、柴田泉、新海正春、加藤義幸、築瀬太の5名から

22年10月20日から21日 第5回全国市議会議長会研究フォーラム n 大分の旅費のうちグリーン料金15,660円および宿泊費差額3,100円を園山康男、吉口二郎の2名から

22年10月28日から29日 中核市サミット2010 n 郡山の旅費のうちグリーン料金14,000円および宿泊費差額3,100円を稲垣良美から

22年10月28日から29日 中核市サミット2010 n 郡山参加および東京都港区みなと資源センター等の再編整備基本計画視察旅費のうちグリーン料金14,000円および宿泊費差額3,100円を新海正春から

22年11月4日から5日 市町村議会議員特別セミナー(千葉市)の旅費のうちグリーン料金8,000円を稲垣良美、神谷寿広の2名から

23年2月3日から4日 第13期自治政策特別講座の(東京都千代田区)旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊料差額3,400円を神谷寿広から返還させ、会派として返納させてください。

(2) 調査旅費

22年4月8日から9日 体験農場(埼玉県所沢市)および浄水場運営会社の設立(神奈川県横浜市)についての視察旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊料差額3,

400円を中根勝美、稲垣良美、柴田泉、吉口二郎、加藤義幸、築瀬太の6名から、

22年4月21日から23日 特区制度視察(岩手県遠野市)、間伐材利用の火力発電所視察(岩手県釜石市)、観光行政について(岩手県平泉町)と称して観光旅行を行った旅費額全額(ひとり98,551円)を田口正夫、山崎憲伸、山崎泰信、園山康男、安形光征、梅村順一、吉口二郎の7名から

22年5月19日から20日 調布市文化会館「たづくり」視察(東京都調布市)および減税自治体構想についての視察(東京都杉並区)旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊料差額3,400円を近藤隆志、小野政明から

22年6月27日から28日 丸亀市立資料館視察(香川県丸亀市)および本竜野駅周辺整備事業視察(兵庫県たつの市)旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊料差額3,100円を山本雅宏、山崎憲伸、山崎泰信の3名から

22年6月28日から29日 金沢城公園石垣整備視察(石川県金沢市)および富山市民プラザ視察(富山県富山市)旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊料差額3,100円を蜂須賀喜久好から

22年8月4日から6日 市立天文台視察(北海道名寄市)および下水道事業視察(北海道砂川市)、J Aびえいの取り組み視察(北海道美瑛町)と称して観光旅行を行った旅費額全額(ひとり135,514円)を山崎泰信、安形光征、梅村順一の3名から

22年8月4日から6日 青葉山公園整備視察(宮城県仙台市)および山形市学校給食センター視察(山形県山形市)、千鳥学校給食センター視察(千葉県浦安市)旅費のうちグリーン料金16,000円および宿泊料金差額3,100円×2日=6,200円を近藤隆志、山本雅宏、蜂須賀喜久好、田口正夫、園山康男、神谷寿広、吉口二郎、加藤義幸、小野政明の9名から、グリーン料金16,000円および宿泊料金差額3,100円を山崎憲伸から

22年10月21日から22日 赤間駅周辺事業視察(福岡県宗像市)の旅費のうちグリーン料金7,830円および宿泊費差額3,100円を野村康治から

23年1月12日から13日 水道事業の民間委託視察(福島県会津若松市)および子ども総合支援センター視察(福島県郡山市)の旅費のうちグリーン料金14,000円および宿泊費差額3,100円を近藤隆志、小野政明、安形光征、梅村順一、吉口二郎、加藤義幸、築瀬太の7名から

23年2月8日から9日 定期監査の傍聴制度視察(東京都足立区)およびENEX2011・SmartEnergyJapan(東京都江東区)の旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊費差額3,400円を近藤隆志、中根勝美、永田寛、新海正春、加藤義幸の5名から

23年2月22日から23日 リハビリの森サービスセンター視察(福岡県飯塚市)および夢のみずうみ村サービスセンター視察(山口県山口市)の旅費のうちグリーン料金16,410円および宿泊費差額3,100円を近藤隆志、中根勝美、永田寛、柴田泉、山崎憲伸、築瀬太の6名から返還させ、会派として返納させていただきます。

2) ゆうあい21

(2) 調査旅費のうち

22年4月12日から14日 3人乗り自転車のレンタル事業(東京都練馬区)および

コンビニストアでの住民票等の発行(千葉県市川市)、失職者向け総合窓口についての視察旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊料差額3,400円×2日=6,800円を太田俊昭、竹下寅生、三宅健司の3名から、

22年4月14日から16日「他世代交流館」を通じた子育ての推進(兵庫県三田市)およびちずナビ隊(兵庫県西宮市)、「出前保育」について(奈良県天理市)の視察旅費のうちグリーン料金5,340円および宿泊料差額3,100円×2日=6,200円を原田範次、内藤誠、加藤学、柴田敏光の4名から、

22年4月26日から27日観光行政(高知県高知市)およびまち全域がサービスエリアタウン(SAT)事業(高知県須崎市)についての視察旅費のうちグリーン料金14,670円および宿泊料差額3,100円を野沢幸治、米村賢一の2名から、

(1) 研究研修費のうち

22年10月6日から8日関が原合戦410年祭行事の企画視察(岐阜県関ヶ原町)および第72回全国都市問題会議(兵庫県神戸市)参加の視察旅費のうちグリーン料金6,670円および宿泊料差額3,400円×2日=6,800円を太田俊昭、竹下寅生、三宅健司の3名から、

22年10月19日から21日河川・河川敷の有効利用(福岡県直方市)および第5回全国市議会議長会研究フォーラムn大分(大分県大分市)参加についての視察旅費のうちグリーン料金15,660円および宿泊料差額3,100円×2日=6,200円を原田範次、清水克美、柴田敏光の3名から、

22年10月27日から29日公共下水道整備区域外の市設置型浄化槽(東京都八王子市)および中核市サミット参加(福島県郡山市)、浄化槽市町村整備推進についての視察旅費のうちグリーン料金12,000円および宿泊料差額3,100円×2日=6,200円を野沢幸治、加藤学の2名から、

(2) 調査旅費のうち

23年2月7日から9日EV・PHVタウン構想(長崎県新上五島町)およびEV・PHVタウン構想(長崎県五島市)と称して行った観光旅行費用101,340円を原田範次、竹下寅生、三宅健司、加藤学、柴田敏光の5名から、

23年2月7日から9日中心市街地活性化の取り組み(青森県青森市)および函館市芸術ホール(ハーモニー五稜郭)(北海道函館市)、苫小牧市テクノセンター(北海道苫小牧市)と称して行った観光旅行費用118,930円を野沢幸治、米村賢一、内藤誠、太田俊昭の4名から返還させ、会派として返納させてください。

3) 公明党

(1) 研究研修費のうち

22年4月8日から10日市議会議員特別セミナー参加(滋賀県大津市)およびプラザノース(埼玉県さいたま市)についての視察旅費のうちグリーン料金9,150円および宿泊料差額3,400円を村越恵子から、

22年4月14日から16日療育センター視察(神奈川県横須賀市)および市議会議員特別セミナー参加(千葉県千葉市)旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊料差額3,400円を村越恵子から、

22年10月7日から8日 全国都市問題会議参加(兵庫県神戸市)旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊料差額3,400円を坂井一志、村越恵子、畔柳敏彦、井手瀬絹子の4名から、

22年10月19日から21日 高松市丸亀商店街視察(香川県高松市)および第5回全国市議会議長会研究フォーラム n大分(大分県大分市)参加旅費のうちグリーン料金17,360円および宿泊料差額3,100円×2日=6,200円を坂井一志、村越恵子、畔柳敏彦、井手瀬絹子の4名から、

22年10月28日から29日 中核市サミット n郡山参加(福島県郡山市)および商店街宅配委託事業についての視察旅費のうちグリーン料金14,000円および宿泊料差額3,100円を坂井一志、村越恵子、畔柳敏彦、井手瀬絹子の4名から返還させ、会派として返納させていただきます。

(2) 調査旅費のうち

22年5月25日から26日 WAMNET(ワムネット事業)(東京都港区)および食と農の科学館(茨城県つくば市)についての視察旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊料差額3,100円を坂井一志から、

22年5月25日から27日 WAMNET(ワムネット事業)(東京都港区)および食と農の科学館(茨城県つくば市)、高次脳機能障害への対応(茨城県美浦村)についての視察旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊料差額3,100円×2日=6,200円を畔柳敏彦から、

22年8月10日から11日 地域福祉コーディネーター(埼玉県志木市)および地域福祉コーディネーター(東京都立川市)についての視察旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊料差額3,100円を坂井一志、畔柳敏彦から、

23年1月12日から13日 空き家等の適正管理に関する条例(埼玉県所沢市)および人権オンブズパーソン(神奈川県川崎市)についての視察旅費のうちグリーン料金8,000円および宿泊料差額3,100円を井手瀬絹子から、

23年2月9日から10日 コスモアイル羽咋(石川県羽咋市)および新しい景観まちづくり計画(滋賀県長浜市)についての視察旅費のうちグリーン料金6,670円および宿泊料差額3,100円を坂井一志から返還させ、会派として返納させていただきます。

4) 木全昭子氏

広報費のうち、「岡崎市議会政務調査費の交付に関する条例」第5条(使途基準)(1)党費その他政党活動に要する経費に該当するため、使用することができない、とされる経費に該当する4月11日市政報告会に要した4360円のうち「木全あき子市議員を囲む会」(主催 日本共産党竜海講演会)のため作成されたビラの費用全額およびこれに付随する菓子代、「きまた昭子市政報告会」(主催 日本共産党岡崎市議団・日本共産党梅園後援会)のために作成されたビラの費用半額を、分けることができない場合は全額を返納させていただきます。

5) 柵木誠氏

調査旅費のうち

22年年7月7日から8日 北九州ほたる館(福岡県北九州市)および豊田ホテルの里ミュージアム(山口県下関市)についての視察旅費のうちグリーン料金12,600円お

よび宿泊料差額 3,100 円を

22年10月7日 洞海バイオパーク(福岡県北九州市)についての視察については、「岡崎市議会政務調査費取扱要領」2(1)で同一箇所の視察を認めていない。さらに柵木議員は7月にすでに同市に視察で訪れており、この規定に反するだけで不当な支出といえる。また、7月の視察で回ることが合理的であろうし、それを10月に市内から車で1時間も要する場所へ日帰りで視察したという不自然さを考えても実際に視察したとは思えない。よって旅費の全額50,140円を返納させてください。

3. 違法又は不当な公金の支出があると認められる書面

- 1号証 岡崎市議会政務調査費収支報告書および添付書類の一部
- 2号証 岡崎市議会政務調査費の交付に関する条例
- 3号証 岡崎市議会政務調査費の交付に関する規則
- 4号証 岡崎市議会政務調査費取扱要領
- 5号証 岡崎市職員等の旅費に関する条例

監査委員に12月21日に陳述してきた内容は以下の通り。

2011年12月21日

陳述書(1)

1 特別車両料金および宿泊費の差額について

岡崎市職員等の旅費に関する条例(以下「旅費条例」という。)(証5号)で「市長等」とは市長、副市長および常勤の監査委員としている。そして、特別車両を利用できるのはその市長等のみである。この意味は行政の代表者である市長、その職務代理者、行政の財政の執行が正しく行われているかを常時監視する常勤の監査委員に限定しており、これを市議会に当てはめれば議長、副議長に相当する。しかし、岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例第5条(費用弁償)第1項で、「議長、副議長及び議員が公務のため旅行した場合には、当該旅行に要する費用の弁償をするものとする。」と定め、第2項で「費用弁償の額については、岡崎市職員等に旅費に関する条例第2条第1項に規定する市長等の例による。」として議長、副議長以外の議員も含めてしまった。ここに適用誤りがある。私の知るところでは、2009年6月定例議会からほとんど毎回定例議会に市民からグリーン料金の廃止を求める陳情が出されており、お手盛り規定は、少なくともその段階で改めるべきであった。これを怠っていた。ちなみに県内37市のうち32市はグリーン車を利用していない(毎日新聞11月26日あいち版)。

さらに、たとえ「議長、副議長」であっても、岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例第5条(費用弁償)第1項で、「公務のため旅行した場合には、当該旅行に要する費用の弁償をするものとする。」とあり、少なくともグリーン車輛を利用した費用の弁償であることが証明されなければならない。乗っていない料金を支払うことはできない。一般に「公務」の場合は、会議や視察には市職員の随行もあり、本当は指定席券等の添付が必

要と思うが、グリーン車輛を利用したことは容易に知ることができる。しかし、政務調査費の場合、「研究研修明細書」や「調査研究視察明細書」では本当に利用しているかどうか証明されない。

さらに、市が旅費規程に基づいて旅費を支給できない「調査研究視察旅行等」は「旅費条例」が言う「公務」に当たらない。にもかかわらず「岡崎市議会政務調査費取扱要領」（４号証）２調査研究の項で「旅費条例第２条第１項に規定する市長等の例により支出し、」と「市長等の例」を含めたことが誤りである。本来、「実費で清算」するべきである。もし、百歩譲って、利用できるとした場合であっても、旅行に要する費用の弁償であるためにはグリーン車輛を利用した証明がなければならない。その書類が添付されていない。

２．視察と称しての観光旅行とみなした旅行について

岡崎市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「政務調査費条例」という。）（２号証）第１条（趣旨）で、政務調査費は「岡崎市議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」と規定しており、この趣旨に沿わない経費は支出できない。

そこで、個別の視察旅行の内容を分析する。

自民清風会の田口正夫、山崎憲伸、山崎泰信、園山康男、安形光征、梅村順一、吉口二郎の７名は平成２２年４月２１日から２３日にかけて、岩手県遠野市、釜石市、平泉町を廻った（１号証 １） - （２） - ）。そもそも政務調査費という税金を使っての調査に７人も議員が連れ立って行動すること自体が無駄遣いであり、会派の調査なら２、３人で十分である。さて、遠野市は遠野物語で脚光を浴びた観光地であり、平泉町は世界遺産に登録されようとしていた観光地である。観光したいがために、花巻空港に８時５０分に到着して１時間１５分で到着できる遠野市で特区制度の聞き取りを午後１時３０分からと設定して視察に行くとか、午前９時３０分から釜石市での間伐材利用の火力発電の説明を聞き、実際の火力発電所も見ずに、次の平泉へ行くため１４時２７分 JR で移動している。平泉町で宿泊し、平泉町の観光行政などを聞き、中尊寺や毛越寺を見学して帰ってきたと史料され、「政務調査費条例」１条の趣旨にそった視察旅行といえない。

同じく自民清風会の山崎泰信、安形光征、梅村順一の３名が平成２２年８月４日から６日にかけて、北海道名寄市、砂川市、美瑛町を廻った（１号証 １） - （２） - ）。まず名寄市での市立天文台整備事業は北海道大学との連携事業のため、岡崎市政との関連性が見えない。感想にも岡崎市への反映が見られず、岡崎市に東公園隣に閉鎖されて岡崎市に寄付された民間天文台があったが、跡地利用が取りざたされているこれにも言及していない点からも視察とはいえない。すぐに旭川市に移動していることにも疑念が残る。次の砂川市の下水道事業の視察は岡崎市においてすでに矢作川流域下水道整備がなされており、周辺の農村地域には集落排水整備が行われており、また整備計画のない地域には合併処理槽補助もあり、砂川市視察の目的があいまいである。さらに、美瑛町ではJAの取り組みの視察というが、岡崎市で美瑛町のような大規模農業はありえないので、これも視察目的があいまいである。美瑛町の田園風景等観光が目的であったとしか考えられず、「政務調査費条例」１条の趣旨にそっていない。

つぎに、ゆうあい２１の原田範次、竹下寅生、三宅健司、加藤学、柴田敏光の５名が平成２３年２月７日から２月９日にかけて長崎県新上五島町、五島市を廻った（１号証 ２）

- (1) -)。経済産業省の EV・pHV タウン構想での選定地域で広域実施地域として東京都、神奈川県が選定され、実施地域として青森県、新潟県、福井県、愛知県、京都府、長崎県が選定されている。県内や近くの京都でのモデル事業があるのだから、わざわざ五島列島まで出かけなくても調査ができる。さらに、トヨタや三菱自動車の地元である愛知県内が遅れた事業をするわけもなく、多額の旅費を使わなくても十分な調査ができるはずである。それなのに5人という多人数で連れ立って旅行すること自体が観光旅行である。

ゆうあい21の野澤幸治、米村賢一、内藤誠、太田俊昭の4名が平成23年2月7日から2月9日にかけて青森県青森市、北海道函館市、北海道苫小牧市を廻った(1号証 2) - (1) -)。そもそも4人で連れ立って旅行すること自体が無駄遣いである。さて、青森市の中心市街地活性化の視察については平成19年2月に作成された「青森市中心市街地活性化基本計画(93頁)」が市のホームページで紹介されており、ゆうあい21の議員たちの視察報告はその域を出ていない。わざわざ多額の費用もかけて青森市に出かける意義はない。つづく「函館市芸術ホール(五稜郭)」の見学は一般観光客と同じ程度の関心にしか過ぎず、「苫小牧市テクノセンター」見学は当該施設のホームページを見れば知れることで、いずれもわざわざ東北、北海道まで出かける必要がない。それでもいきたいと考えるのは観光が目的だからである。「政務調査費条例」1条の趣旨にそっていない。

次に柵木誠氏が22年10月7日に福岡県北九州市洞海バイオパークを視察した件(1号証 5) -)は、氏の視察報告書によれば、「北九州市の中心街より車で約1時間ほど離れた洞海湾に面した埋め立て立地の工業地域の一部に設けられた公園の一角」とあるという。鉄道料金が支払われているので新幹線で旅行されたと思料される。すると、自宅から出発して順調に往復しただけで10時間ほどかかってしまっただけで視察どころではない。視察していないのではないかと思われる。

3. 広報費について

木全氏は広報費として支出した経費は「木全あき子市会議員を囲む会」が主催日本共産党竜海後援会であり、「きまた昭子市政報告会」が主催日本共産党岡崎市議団・日本共産党梅園後援会であるため、「政務調査費条例」(2号証)5条の用途基準に反する。ピラや茶菓子などの経費は政務調査のための支出ではなく、政治活動費用である。

陳 述 書 (2)

岡崎市議会議員の政務調査のための旅行に関して、市長等と同じく特別車両料金と宿泊料が支払われることの不当性について

1 岡崎市職員等の「鉄道賃」について

岡崎市職員が、公務のために旅行する場合の旅費については、「岡崎市職員等の旅費に関する条例」に基づいて支給されます。

この条例によれば、「市長等」と「一般職員」とで支給額に差が設けられています。

「市長等」とは「市長、副市長及び常勤の監査委員」を指し、「一般職員」とは、「市長等以外の職員をいう」と定義されています(第2条1項(1)号、(2)号)。

そして、「鉄道賃」の額については、「市長等が特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合には、運賃及び急行料金のほか、特別車両料金」が支給されます（第13条1項(3)号）。しかし、「一般職員」には「特別車両料金」（いわゆるグリーン料金）は支給されません。このような差が設けられています。

また、「船賃」の額についても、「市長等」には上級の運賃が、「一般職員」には中級の運賃（3階級区分の場合）または下級の運賃（2階級区分の場合）が支給されます（第14条1項(1)号, (2)号）。

2 岡崎市職員等の「宿泊料」について

「宿泊料」の額については、定額制で、大都市部(甲地方)では、「市長等」は1泊16,500円、「一般職員」は13,100円とされ、大都市部以外(乙地方)では、「市長等」は1泊14,900円、「一般職員」は11,800円とされています(岡崎市職員旅費条例の別表)。

3 差額の合理性

「市長等」と「一般職員」について、このような差が設けられていることについては、「市長、副市長及び常勤の監査委員」が、市の代表者またはそれに準ずる重い役職であることから合理性があり、市民の感覚にも沿うものと考えられます。

4 市議会議員の「鉄道賃」、「宿泊料」について

市議会議員が、「公務のために旅行した場合」の「鉄道賃」、「宿泊料」については、「岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例」に基づいて支給されています。

しかし、この条例によれば、「議長、副議長及び議員が公務のために旅行した場合の費用弁償の額は、岡崎市職員旅費条例第2条1項の市長等の例による」とされており(第5条)、「議長、副議長」と一般議員は区別されず、同列に扱われています。

私は、この条例の規定には合理性がなく、不当であると考えます。その理由は、第1に、「議長、副議長」は議会を代表する要職であり、それ以外の一般議員とは区別されるべきです。第2に、岡崎市職員旅費条例が、前記のように「市長等」と「一般職員」とを区別して支給額に差を設けていることと比較すると、明らかに整合性を欠くからです。

条例の制定権は市議会にあります。その同じ市議会が、このように整合性を欠く条例を設けた法感覚に、私は大いに疑問を感じます。

5 岡崎市議会基本条例の制定

岡崎市議会は、平成21年11月に、岡崎市議会基本条例を制定しました。この条例は、その前文で、「市民の皆さんの信託に全力でこたえていくことを決意し、ここに本市議会の最高規範となる条例を制定します」と、高らかに制定目的を宣言しています。

そして、この条例の第8条(議員の政治倫理)は、「議員は、市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理意識に徹するものとする。」と。うたい、第10条(政務調査費)では、「議員は、交付を受けた政務調査費について、その適正な執行に努めるとともに、市民に対して用途の説明責任を負うものとする」とうたっています。

6 議員の政務調査の視察研修のために、市長等と同じ経費が支給されることの不当一性

「岡崎市議会政務調査費取扱要領」の第2項によれば、「調査研究のための視察研修に要する経費は、原則として、岡崎市職員旅費条例第2条第1項に規定する市長等の例により支出し」と規定されています。つまり、議員が政務調査のために旅行するときの「鉄道賃」はグリーン料金を請求することができ、「宿泊料」も市長等の例により高額を請求できるわけです。

議員にはもちろん、グリーン車に乗ったり、ホテルのスイートルームに宿泊する自由はあります。しかし、政務調査のために旅行する場合の旅費は、市の一般職員と同額の支給を受けるにとどめ、それ以上の額を請求することは慎むべきです。

議員自身が、岡崎市議会基本条において「市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理意識に徹する」、「議員は、交付を受けた政務調査費について、その適正な執行に努めるとともに、市民に対して使途の説明責任を負うものとする」と宣言した以上は、当然の姿勢ではないでしょうか。

さらに言えば、議員の政務調査は、議員個人が、市政に関して自ら研究し、知見を深めるための活動であり、それ自体が果たして「公務」といえるかどうか疑問です。グリーン料金や高い宿泊料を請求する議員は、市民に対して、どのように使途の説明責任を果たすのでしょうか。

議会は、岡崎市議会基本条例の理念に基づいて、市長等の例により支出できると定めた「議員報酬条例」や「政務調査費取扱要領」などのお手盛り規定を、速やかに改めるべきであると考えます。それをしないまま放置することは、市議会の怠慢であると言わざるを得ません。

7 市民の詰願について

平成21年6月以降、市民から岡崎市議会に対して、議員に対する鉄道グリーン料金の支給廃止を求める陳情がたびたびなされてきました。しかし、議会は頬かぶりを決め込み、一向に採択する気配がありません。

毎日新聞(平成23年11月26日付)によれば、本年3月に岡崎市議会事務局が行った調査では、議員が視察でグリーン車を利用したのは愛知県内37市のうち5市議会、全国の中核市39市のうち20市議会にすぎないと報道されています。

近年、市の財政が逼迫している上、本年3月に発生した東日本大震災により、全国民が物心両面で助け合わなければならない現在、岡崎市議会には、市民に対して真摯な姿勢を示してほしいと願います。

8 まとめ

以上の理由から、本件措置請求書のとおり、鉄道グリーン料金や、市の一般職員の定額基準を超える宿泊料を、政務調査費として受け取った議員に対して、市に返還することを求めます。

以上

市民オンブズ岡崎 新年会のご案内

2012年1月6日(金)午後7時から

藤川「道の駅」近くに移転した「はるみの」で行います。

1月例会を新年会にかえます。送迎希望者は、午後6時30分に名鉄「東岡崎」北口ロータリーに自動車で送迎します。連絡ください。携帯 080-3643-5224(渡邊)

略図

